

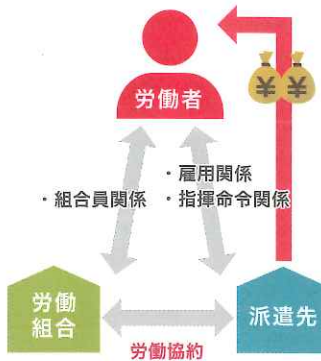
労働者供給事業とは

建設業では、現場作業に従事する労働者の派遣は一切禁止されていますが、組合は厚生労働省から認可を受け、「賃金」や「処遇」の改善を目的に労働者供給事業を行っています。

組合が、相手先企業と「労働協約」（就業時間・休憩時間・休日・給料・残業代・各種補償）を結びますので、安心して現場で働くことができます。就業した会社と直接、雇用契約を結び賃金も直接支払われるので、手数料を差し引かれたりピンハネされることもありません。

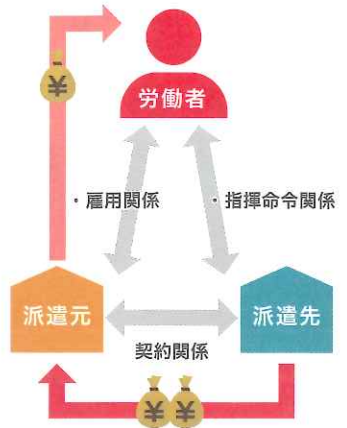
労働者供給事業

直接支払われる！



派遣

「派遣元」の取り分を差し引いた残りが支払われる。



対象職種
2018年7月現在

大工、電工、配管工、左官、鳶、板金工、塗装工、内装工、土工、鉄筋工、鉄骨工

くらべて
みよう！

「請負・応援」との手取り比較(参考表)

	労働者供給事業	請負・応援など
大 工	日給 18,000 円	日給 20,000円
交 通 費	別途支給	自己負担
金 物 代	全額会社支給	自己負担
労 災 保 険	全額会社負担	全額自己負担
健 康 保 険	半額会社負担	全額自己負担
年 金	半額会社負担	全額自己負担
残業・休日出勤手当	1.25倍(残業代)・1.35倍(休日出勤)支給	支給なし
	労働者供給の際の費用等 (例)	請負の際の費用等 (例)
車 通 勤	(往復 40km、1ℓあたり 10km 走行、ガソリン 1ℓあたり 140 円) 0円/日	(往復 40km、1ℓあたり 10km 走行、ガソリン 1ℓあたり 140 円) ▲560円/日
建 設 国 保	(6級 38 歳、妻 34 歳、子ども：2人) ▲760円/日	(6級 38 歳、妻 34 歳、子ども：2人) ▲1,520円/日
金 物 代	0円/日	(1 棟あたり 40,000 円、工期 40 日、実労 33 日) ▲1,212円/日
年 金	厚生年金(25 等級、妻は 3 号被保険者 無料) ▲1,399円/日	国民年金(一月 16,490 円 × 夫婦) ▲1,319円/日
労 災	事業所労災 0円/日	一人親方労災(日額 20,000 円加入) ▲462円/日
雇 用 保 険	▲90円/日	—
残業・休日出勤手当	+3,408円/日	0円/日
資 格 手 当	一級技能士 +2,500円/日	—

結局は
負担が多い

注) 1カ月あたり25日8:00
～ 18:00就労、各保険
料は2018年7月時点。
注) 資格手当は別途協議
の上、決定します。

手取り約 **21,000円/日**(資格手当含む)
手取り月収 約 **53万円/日**(資格手当含む)

手取り約 **15,000円/日**
手取り月収 約 **38万円/日**

税と社会保障 の メリット

- 雇用期間中は給与所得となり、確定申告では事業所得と分けての申告となります。年間給与と所得によりますが、給与と所得控除65万円以上が受けられ節税メリットがあります。その他にも消費税課税対象事業者の場合、雇用労働者期間中は事業所得には加算されませんので消費税課税対象から外される可能性があります。
- 協約(契約)期間にもよりますが、厚生年金適用となり将来の年金受給の加算が多少なりとも見込めます。また配偶者の方は年収130万円以下の場合3号被保険者となり、国民年金の支払いが免除されます。
- 一人親方として請負で事業をしていた場合と異なり、ガソリン代・高速代などの経費がかからないことや、万が一労働災害があった場合も労働者としての補償(賃金の80%)となり、一人親方労災の日額補償とは補償額が違います。